

## 町制 60 周年記念ロゴマーク 使用ガイドライン

### 1 目的

当ガイドラインは、町制 60 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の運用について定めるものである

### 2 ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。

### 3 ロゴマークの使用について

(1) ロゴマークは、町制 60 周年を祝うことを目的として使用すること。ただし、以下に該当する場合は、ロゴマークを使用できない。

- ①町の品位を傷付けるおそれがある場合
- ②特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがある場合
- ③特定の個人又は団体を町が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- ④不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- ⑤法令に違反し、又は公の秩序もしくは善良な風俗を乱すおそれがある場合
- ⑥その他町長が不適當と認めた場合

(2) ロゴマークを使用しようとする者は、町制 60 周年記念ロゴマーク使用申請書を町長に申請しなければならない。町長は、使用基準を満たしている場合、承認を通知する。

(3) ロゴマークのデザインや文字を変形してはならない。ただし、町長が認める場合は、その限りではない。

(4) ロゴマークの使用は無料とする

(5) ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとする。

附則 当ガイドラインは、令和3年4月1日から施行し、令和4年3月31日に廃止する。

ロゴマーク①  
(現行ロゴマーク)

〈カラー〉



ロゴマーク②  
(現行ロゴマーク)

〈グレースケール〉



ロゴマーク③  
(新ロゴマーク)



南知多町制施行60周年

ロゴマーク④  
(新ロゴマーク)



南知多町制施行60周年

ロゴマーク⑤  
(新ロゴマーク)

